

## 第106回 教育研究評議会（臨時） 議事要旨

日 時 平成23年2月3日（木） 10:00～12:28  
場 所 事務局第3会議室（4階）

### 議題1. 教員の人事事項について その他

#### [出席評議員] 28名

吉田学長  
(理事) 河原、島、阿部、前田  
(学部長等) 石川、武隈、土田、清原、宮嶋、榮鶴、吉田、長岡、福井、住吉、岩元、米田、野呂、越塩、  
高松、松山、采女、安部、菅沼、井上、中河、門  
(事務局長) 盛本

#### [欠席評議員] 2名 (学部長等) 平井、杉原

#### [オブザーバー]

坂東監事  
(副学長) 萩野、馬場、友清  
(学長補佐) 前田、小栗

#### [事務局]

(部長) 後藤  
(課長) 鶴飼、執行

### 議題1. 教員の人事事項について（資料1）

学長から、本件については教育研究評議会評議員のみで審査すること、監事は同席、副学長及び担当の学長補佐は陪席、事務局からは、総務部長、総務課長、人事課長、ほか関係職員を陪席させること及び守秘義務がある旨の発言の後、1月20日開催の第105回教育研究評議会での懲戒処分対象者及び同代理人からの口頭陳述を受けて、12月16日開催の第103回教育研究評議会で決定し、同日に懲戒処分対象者に交付した「審査説明書（諭旨解雇）」の内容に変更がないか審査願いたい旨諮られた。懲戒に関する調査委員会委員長の前田理事から資料に基づき概略の説明が行われ、引き続き大学側の処分の事実認定・根拠等の詳細について人事課長から説明がなされた後、議論が交わされた。審査説明書の内容について特に反対意見がなかったため、懲戒処分対象者及び同代理人による口頭陳述は、12月16日に交付した「審査説明書」の審査内容、処分の種類及び程度に影響を与えるものではなく、審査説明書の内容は変更しないことが、審査の結果、全員一致で了承された。

なお、学長から、処分の種類が「諭旨解雇」のため、本学職員就業規則第51条第1項第2号に基づき、退職願の提出を勧告することとなるが、退職願の提出に応じない場合は、同規則第51条第1項第2号の規定に基づき「懲戒解雇」となる旨の説明があった。

また、学長から、懲戒処分対象者に懲戒処分書を交付した後、教職員に当該事案を通知し、報道関係社へ公表する旨の説明があった。

資料については席上配布され、終了後回収となった。

### その他

なし